

水道情報活用システム 導入支援事業の概要

【支援対象となる水道事業者等】

水道情報活用システムを導入して、業務の効率化や管理の高度化を目指す水道事業者等に対して、『水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業』を活用した導入支援事業を実施

【導入支援事業】

『水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業（生活基盤施設耐震化等交付金の1メニュー）』を活用した支援

対象事業者：水道情報活用システムを導入する水道事業者※、水道用水供給事業者 ※令和3年度より、簡易水道事業者も対象

交 付 率：1/3

支 援 対 象：導入に際して必要と認められる初期費用

プラットフォームについては、水道事業者等が自ら構築する場合に限る

【導入支援事業の採択基準】

事業区分	採択基準（抜粋）
水道事業におけるIoT活用推進モデル事業	IoT技術を活用した業務の効率化や、付加価値の高い水道サービスの実現を図る事業であること。
導入支援事業	次のいずれにも該当する事業であること。 1. 導入支援事業の募集に登録し、標準仕様に基づくシステムの先進的導入に参加すること。 2. おおむね令和7年度までに水道情報活用システムの導入事業を開始すること。 3. 複数の事業者間システム又はアプリケーションを対象とする連携によりデータの利活用を図ること。

【留意点】

- 当面**令和7年度までに導入事業を開始**する水道事業者等を対象
- 周辺事業者等と共同で導入する場合においても、水道事業者等ごとに登録が必要
- 導入事業を開始する前年に実施する「**水道情報活用システム**」**導入支援事業の募集において登録**すること
- 複数のシステム又はアプリケーションの導入を複数年度で実施する場合はまとめて登録するものとし、基本的に同一事業者の複数回登録は認めない
- 本募集とは別に生活基盤施設耐震化等交付金に係る要望書の提出が必要

水道情報活用システム導入支援事業の支援対象

【財政支援の対象】

イニシャルコストに対して、財政支援を実施

種 別	支 援 対 象
アプリケーション	<ul style="list-style-type: none">・アプリケーション購入費（ライセンス料、独自開発等に要する費用等）・既存システム改造費（既存システムの水道情報活用システムへの移行等に要する費用）・委託費（各種情報の入力、データ移行等の運用に必要となる事前準備等）・機器購入費（監視や操作、維持管理等の用途に供される端末等）・通信設備費（事務所等とPFを接続する通信設備の導入や改造等に要する費用）
デバイス類	<ul style="list-style-type: none">・機器導入費（流量計や水位計等のセンサー、PLC等の導入に要する費用）・機器改造費（センサー等をPFに接続する際に必要となるPLC等の改造等に要する費用）・通信設備費（PLC等をPFに接続するための通信設備の導入や改造等に要する費用）・電気設備費（上記に示す機器・設備の運用に必要となる受電設備等の設置に要する費用）
プラットフォーム	<p>【水道事業者自らがプラットフォームを構築・運営する場合（共同、単独）】</p> <ul style="list-style-type: none">・サーバー設備等の購入費・プラットフォームの構築・開発に関する委託費（パッケージ化されたプライベートクラウドの導入、既存システムからのデータ移行費等を含む） <p>【民間企業等が運営するプラットフォームのサービスを利用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・プラットフォームの初期設定・独自機能開発に関する委託費（システムを運用するために必要となる作業、既存システムからのデータ移行等に要する費用等）

ただし、以下については原則として対象外

- ・機器や設備類をリースする場合のリース料(据付費用等は対象)
- ・通常業務での使用が中心となるOA機器類の購入費

ランニングコストは、財政支援の対象外

- ・アプリケーション、プラットフォームの利用料
- ・アプリケーション、プラットフォームの保守費用
- ・機器設備類、通信設備類、サーバー保守費

複数の事業者間システム又はアプリケーションを対象とする連携例について

【事業者間のシステムの連携】

- 水道情報活用システム導入前は個別に構築されたシステムであった水道事業者において、水道情報活用システム導入を導入し、水道標準プラットフォームを介して、事業者間のデータの利活用を図ること。

【アプリケーションの連携】

- 水道標準プラットフォームを介して複数のアプリケーション間のデータを連携し、利活用すること。

